

令和5年度(2023年度) 篠栗町立篠栗北中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が**心身の苦痛を感じているもの**をいいます。

(2) 基本理念

① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学校、学年・学級、どの子どもにも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止と早期発見に取り組めます。

② いじめ問題に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めます。全教職員が、未然防止の活動を日々実践することで、早期発見に努め、信念と覚悟をもち、解決に向けて全力で取り組めます。

2 未然防止のための9つの取組

① いじめ問題の認識を共有化する取組

② いじめに向かわない態度を育成する取組

③ 日常的な生徒理解のための取組

④ 生徒の人間関係づくりや、集団づくりの取組

⑤ 校内研修や職員会議、学年会議の取組

⑥ 日々の授業改善に関する取組

⑦ 生徒会による「日本一温かい学校づくり」の取組

⑧ インターネット等によるいじめ防止の取組

⑨ 保護者や地域に対する啓発の取組

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見・早期対応の手引き（県教育委員会作成）の活用を徹底を図ります。
- ② 毎月実施するいじめ等アンケートや生徒との面談を定期的に行い、生徒理解と実態把握に努めます。

(2) いじめの早期対応

- ① 生徒がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、再発防止に努めます。
- ② インターネットによるいじめを発見した場合は、内容を確認した後、書込みや画像の削除などを要請するとともに、人権侵害や犯罪など、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応します。
- ③ 学校だけでは対応が困難な重大事案に対しては、SC・SSW・篠栗町教育委員会等の関係機関と連携し、いじめ問題の早期解決に取り組めます。